

福岡地方最低賃金審議会議事録

第1回福岡地方最低賃金審議会

1 日 時： 令和4年6月28日（木） 13:58～15:16

2 会 場： 福岡合同庁舎 本館8階 共用第7会議室

3 出席者： 【公益代表委員】 5人（定数5人）

高田 亜朱華

富山 敦

平井 佐和子

平木 真朗（会長）

丸谷 浩介（会長代理）

【労働者代表委員】 5人（定数5人）

河村 敏昭

黒崎 美紀

小陳 武志

野中 篤志

浜田 紀子

【使用者代表委員】 5人（定数5人）

金子 亮輔

小島 良俊

境 正義

中村 年孝

吉岡 秀樹

【福岡労働局】 安達 福岡労働局長

辻 労働基準部長

鈴木 賃金室長ほか

4 主要議題

- (1) 福岡県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (2) 運営小委員会について
- (3) 令和4年の経済・雇用情勢、賃金改定状況等について
- (4) 令和4年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領（案）について
- (5) 福岡県最低賃金専門部会について
- (6) その他

5 審議内容

会長 定刻になりましたので、ただ今から令和4年度第1回福岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本審議会は、福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条により公開となっております。

では、議事を進めてまいります。

さて最初に、第52期福岡地方最低賃金審議会委員15名の皆様につきましては、昨年度の審議会開催以降、変更はございません。今年度の審議につきましても、よろしくお願ひいたします。

本日は、令和4年度最初の審議会でございますので、開催にあたり、安達福岡労働局長からのご挨拶をお願いします。

局長 (挨拶)

会長 ありがとうございました。

さて、労働基準部長及び事務局におきまして、4月に人事異動がございました。それぞれご挨拶を願います。

労働基準部長

室長補佐 (挨拶)

賃金指導官

副主任

会長 本日は、委員の欠席はございません。最低賃金審議会令第5条第2項に基づき、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

会長 続いて、本日の議事録の署名については

労働者代表委員 黒崎委員

使用者代表委員 境委員

にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

黒崎委員 (承諾)

境委員

会長 ありがとうございます。

それでは、議事(1)の「福岡県最低賃金の改正決定について(諮問)」でございます。

局長からお願ひします。

局 長 それでは、福岡県最低賃金の改正決定について、諮問をさせていただきます。

会 長 (会長あて諮問文交付)

事 務 局 (諮問文(写)を各委員に配布)

会 長 ただ今、局長から諮問を受けましたので、事務局から諮問文を読み上げてください。

賃 金 指 導 官 (諮問文朗読)

会 長 これで諮問を受けました。これから先、具体的な審議を始めていくことになります。委員の皆様には、今年度もご苦労をおかけすることになろうかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

会 長 さて、私から審議会の審議につきまして、最初に御確認させていただきたい事がございます。

最低賃金審議会の公開についてです。

福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条では、原則として、会議を公開するとされていますとともに、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができます」との規程がなされています。福岡地方最低賃金審議会における「金額審議」につきましては、「労使双方が率直な意見交換を要することが想定され、そのためには個人に関する情報を保護する必要性を認めること、あわせて、審議の中立性がより担保されるべきといった判断から、審議会運営規程第6条に基づき非公開とするのが妥当」と考えます。

また昨年度と同様に異議審については公開とさせていただきます。

委員の皆様よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

会 長 それでは、福岡県地方最低賃金審議会の「金額審議」につきましては、非公開といたします。

会 長 次の議事に入ります。(2)の「運営小委員会について」です。事務局から説明をお願いします。

賃金指導官 (運営小委員会は、福岡地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、特定の事案についての事実調査又は細目にわたる審議を行う場として設置できることになっていること、及び例年にわたり特定最低賃金改正の必要性の有無を審議していることを説明し、今期も設置の必要性があることを説明する。)

会長 ただ今、事務局から説明がありましたように、運営小委員会設置の必要性があると考えますが、皆様いかがでしょうか。

各委員 (異議なし)

会長 それでは運営小委員会を設置することにいたします。

会長 次に、運営小委員会の委員ですが、運営小委員会の委員につきましては。福岡地方最低賃金審議会運営規程の第3条により、会長が指名することになっています。

そこで、会長である私といたしましては、昨年度の委員構成を踏襲しまして、運営委員会の

公益代表委員には、私、平木、富山委員、高田委員、

労働者代表委員には、小陳委員、河村委員、浜田委員

使用者代表委員には、中村委員、境委員、吉岡委員

をそれぞれ指名させていただきたく存じます。

また、委員長は、富山委員にお願いをさせていただき、委員長代行には、私、平木が就任いたします。委員の皆様よろしいでしょうか。

各委員 (了承)

会長 ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

会長 次に、議事(3)の「令和4年度の経済・雇用情勢、賃金改定状況等について」です。今後の審議に当たり、最低賃金決定要素についての関係資料が用意されておりますので、事務局からの説明をお願いします。

賃金指導官 [別冊I 資料No.3 経済財政運営と改革の基本方針 2022 (新しい資本主義へ)
～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～
(令和4年6月7日閣議決定)]

に基づき説明。

- 別冊Ⅱ資料 No. 1-1 1世帯当たり1か月間の収入と支出の推移
【勤労者世帯】(総務省)
- 別冊Ⅱ資料 No. 1-2 福岡市・北九州市の消費者物価指数
【過去1年間の動き】(総務省)
- 別冊Ⅱ資料 No. 1-4 世帯別標準生計費の推移【全国・福岡】
(人事院・人事委員会)
- 別冊Ⅱ資料 No. 2-2 定昇込み平均賃上げ方式【回答妥結集計】(連合福岡)
- 別冊Ⅱ資料 No. 2-3 2022年春季労使交渉・賃金改定回答一覧
(福岡県経営者協会)
- 別冊Ⅱ資料 No. 2-4 地域別最低賃金と賃金水準との関係(厚生労働省)
- 別冊Ⅱ資料 No. 2-5 一般労働者とパート労働者との賃金比較(厚生労働省)
- 別冊Ⅱ資料 No. 2-6 新規学卒者の初任給(厚生労働省・福岡県)
- 別冊Ⅱ資料 No. 2-7 福岡県内公共職業安定所別求人平均賃金状況
(常用パート) [時給] (福岡労働局)
- 別冊Ⅱ資料 No. 2-8 給与階級別分布(国税庁)

に基づき説明。

- 賃金室長
- 別冊Ⅱ資料 No. 3-1 県内経済の動向【令和4年5月】(福岡県)
- 別冊Ⅱ資料 No. 3-2 法人企業景気予測調査【令和3年4~6月期】
(財務省福岡財務支局)
- 別冊Ⅱ資料 No. 3-3 九州・沖縄「企業短期経済観測調査」【2021年3月】
(日本銀行福岡支店)
- 別冊Ⅱ資料 No. 3-4 九州・沖縄の金融経済概況【2021年6月】
(日本銀行福岡支店)
- 別冊Ⅱ資料 No. 3-5 月例経済報告【令和3年6月】(内閣府)
- 別冊Ⅱ資料 No. 4 雇用失業情勢主要指標【福岡県】(福岡労働局)
- 別冊Ⅱ資料 No. 5 企業倒産状況【全国・福岡】(株)東京商工リサーチ
- 別冊Ⅱ資料 No. 6 休廃業・解散の動向【全国・九州沖縄・福岡県】
(株)帝国データバンク)
- 別冊Ⅱ資料 No. 7 最低賃金の履行確保のための監督実施結果
(福岡労働局)

に基づき説明。

会長 ただ今の説明について、ご質問等はございませんか。

各委員 (質問なし)

会長 次に、議事（4）「令和4年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領（案）について」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

（令和4年度 第1回福岡地方最低賃金審議会）

資料No.3 令和4年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領（案）

意見聴取の種類には、最賃法第25条第5項により公示で求めるものと、同条第6項により審議会が必要と認める場合に実施するものとがあり、本件意見聴取は、審議会が必要とする場合に実施するものであることを説明した上で要領（案）に基づき説明。

会長 ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

（質問なし）

会長 次に、議事（5）の「福岡県最低賃金専門部会について」でございます。最低賃金法第25条第2項には、「最低賃金審議会が最低賃金の決定又は改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と規定しております。

先ほど、福岡労働局長から最低賃金の改正決定について諮問を受けましたので、専門部会委員を選出し、専門部会を設置することとなります。

専門部会の部会委員の選出手続について、事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

（専門部会委員の選出手続について説明）

会長 ただ今の説明について、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

各委員

（質問なし）

会長 それでは、専門部会委員の選出につきましては、ただ今、説明した手続きで行うことといたします。

会長 次に、議事（6）「その他」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

（資料No.4 最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業実施状況）

に基づき説明。

会長 ただ今の説明について、御意見、御質問等はございませんか。

吉岡委員 1点だけ質問ですが、令和3年度業務改善助成金の実績を賃金室長の方からご説明いただきましたが、申請258件に対して交付決定196件というところで、60件超申請と決定に差がありますけれども、どういう理由で差が出ているのか分かれば教えてください。

賃金室長 統計上は、ある程度でのところで締め切って集計をいただいたので、中には何十件かは取下げ事案があると聞いています。

あとは、手続上の問題で統計に入っていない件数があります。よって集計を取った段階で、審査が終わっていないものもあるわけです。

吉岡委員 大体、平均的に申請してから取下げを除き、交付決定なり却下等までの標準処理期間はどれくらいですか。

賃金室長 業務改善助成金には、2つの審査があります。まず申請受理して賃金審査を行い本当に最低賃金において30円未満であるかどうかという審査とこの計画は妥当であるという審査で大体1箇月以内で終わります。

次に会社が計画どおり賃金引上げを行い、尚且つ生産要件で設備投資が妥当であるのかです。

設備投資計画の実施を行い、完了報告を提出してもらってから通常1箇月以内に審査を終えることになります。

開始と完了の間に中休みのような期間があつたりもします。また会社が実際、生産要件を満たすために実行する時間がかかるておりますので、事案によりケースバイケースですが、数か月かかる時もあります。

吉岡委員 ケースバイケースで期間についてはよろしいのですが、実際賃金を上げて申請をして、審査に最低2箇月。それまでは助成金は入らないと理解してよろしいのですか。

賃金室長 そのとおりです。

吉岡委員 分かりました。

賃金室長 特に今年度は、半導体不足であるとか、資材関係が不足をしていて多くの事案が3月過ぎて駆け込みで完了報告を提出してあるので、審査側も年度を跨っ

た状況であります。

会長 1つよろしいでしょうか。

今の吉岡委員の質問に関して、私も数字が気になっています。

これは内容的に不適格ということで、不交付であるとかいう話はなかったのかと一瞬考えたのですが。

賃金室長 何社かは、生産性要件でおかしいというのもあります。中には最低賃金の30円以内であるということを誤解している事案がありました。

莫大な審査量があり、賃金室でも審査を行いました。私も賃金審査を行ったのですが、よく見ると時給は30円以内でありますけれど、他に手当を支給しており、結果的に最低賃金法上での計算で最低賃金をかなり超えており、該当しないケースが何社かありました。社労士を使わずに、自分たちで申請をしている会社も結構多くありました。

いい制度と誤解しているところもあって、2桁近くの会社が事前に却下されたこともありました。

会長 分かりました。ありがとうございます。

その他ございませんか。

各委員 (なし)

会長 事務局から続けて補足説明などございますか。

賃金室長 はい1点ございます。

審議会の運営にあたって、コロナウイルス感染防止については、依然留意・対策を講じてまいります。会場等の環境保持をはじめとした諸対策に関わって、何かお気付きの点がありましたら、よろしくお願いしたいと思います。

会長 ただ今の説明について、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

各委員 (なし)

会長 ありがとうございました。

他に各委員から何かございますか。

各 委 員

(な し)

会 長 なければ、これをもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。
お疲れさまでした。

署 名

公益代表委員

平木 真朗

労働者代表委員

黒崎 美紀

使用者代表委員

境 正義